

議員提出議案第1号

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年12月22日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	島 袋	大
	瑞慶覧	功
	渡久地	修
	仲 村	未 央
	平 良	昭 一
	金 城	勉
	當 間	盛 夫
	上 原	快 佐

理 由

県人事委員会の給与勧告により一般職員の勤勉手当及び知事等の期末手当の支給割合が改定されること等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「第1条の規定による改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条による改正前の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。